(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道紋別郡湧別町福島六四五二番四から同町福島四六九番一まで	前	五〇・七メートル～六三・六〇メートル	〇・二五七キロメートル	
	後	二五・三〇メートル～五七・九四メートル	〇・二五七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○**北海道開発局告示第六十二号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
函館市若松町二〇番九から同市高松町二二二番一まで	前	A 二五・〇メートル～四四・五メートル	六・二一二キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F 二一・六五メートル～三七三・一三メートル	一〇・〇七一キロメートル	
	後	A 二五・〇メートル～四四・五メートル	六・二一二キロメートル	
		B・C・D・E・F・G 二一・六五メートル～三七三・一三メートル	一〇・〇七一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○**北海道開発局告示第六十三号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道幌泉郡えりも町字目黒一八〇番三から同町字目黒二一二番一まで	前	A 一五・九メートル～一〇五・〇メートル	二・一二五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一九・〇メートル～八一・七メートル	二・〇七三キロメートル	
	後	B 一九・〇メートル～五一・八メートル	二・〇七三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○**北海道開発局告示第六十四号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百九十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道幌泉郡えりも町字目黒一三・三二～一八六・二九メートル	前	A 一三・三二～一八六・二九メートル	二・六一七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一四・三七～五七・八四メートル		B 一四・三七～五七・八四メートル	二・一二一キロメートル	
	後	B 一四・三七～六四・二四メートル	二・一二一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○**北海道開発局告示第六十五号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道釧路郡釧路町中央二丁目一番一から同町中央三丁目一七番まで	前	四七・二一メートル～一〇〇・〇メートル	〇・三七二キロメートル	
	後	三七・三八メートル～七八・六四メートル	〇・三七二キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局釧路開発建設部

○**北海道開発局告示第六十六号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
伊達市大滝区北湯沢温泉町三二九番一七から同市大滝区北湯沢温泉町三二九番一一地先まで	前	五二・七七メートル～五五・二八メートル	〇・〇一一キロメートル	
	後	三三・三一メートル～三三・八一メートル	〇・〇一一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○**北海道開発局告示第六十七号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道紋別郡湧別町福島六四五二番四から同町福島四六九番一まで	前	五〇・七メートル～六三・六〇メートル	〇・二五七キロメートル	
	後	二五・三〇メートル～五七・九四メートル	〇・二五七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○**北海道開発局告示第六十二号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
函館市若松町二〇番九から同市高松町二二二番一まで	前	A 二五・〇メートル～四四・五メートル	六・二一二キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F 二一・六五メートル～三七三・一三メートル	一〇・〇七一キロメートル	
	後	A 二五・〇メートル～四四・五メートル	六・二一二キロメートル	
		B・C・D・E・F・G 二一・六五メートル～三七三・一三メートル	一〇・〇七一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○**北海道開発局告示第六十三号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百三十八号、二百三十九号及び二百四十二号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道紋別郡湧別町福島六四五二番四から同町福島四六九番一まで	前	五〇・七メートル～六三・六〇メートル	〇・二五七キロメートル	
	後	二五・三〇メートル～五七・九四メートル	〇・二五七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○**北海道開発局告示第六十二号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十八号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
函館市若松町二〇番九から同市高松町二二二番一まで	前	A 二五・〇メートル～四四・五メートル	六・二一二キロメートル	上記A・B・C・D・E・F及びGは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B・C・D・E・F 二一・六五メートル～三七三・一三メートル	一〇・〇七一キロメートル	
	後	A 二五・〇メートル～四四・五メートル	六・二一二キロメートル	
		B・C・D・E・F・G 二一・六五メートル～三七三・一三メートル	一〇・〇七一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部

○**北海道開発局告示第六十三号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十六号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道幌泉郡えりも町字目黒一八〇番三から同町字目黒二一二番一まで	前	A 一五・九メートル～一〇五・〇メートル	二・一二五キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一九・〇メートル～八一・七メートル	二・〇七三キロメートル	
	後	B 一九・〇メートル～五一・八メートル	二・〇七三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○**北海道開発局告示第六十五号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百九十一号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道幌泉郡えりも町字目黒一三・三二～一八六・二九メートル	前	A 一三・三二～一八六・二九メートル	二・六一七キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一四・三七～五七・八四メートル		B 一四・三七～五七・八四メートル	二・一二一キロメートル	
	後	B 一四・三七～六四・二四メートル	二・一二一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○**北海道開発局告示第六十四号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
伊達市大滝区北湯沢温泉町三二九番一七から同市大滝区北湯沢温泉町三二九番一一地先まで	前	五二・七七メートル～五五・二八メートル	〇・〇一一キロメートル	
	後	三三・三一メートル～三三・八一メートル	〇・〇一一キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○**北海道開発局告示第六十七号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四百五十三号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道紋別郡湧別町福島六四五二番四から同町福島四六九番一まで	前	五〇・七メートル～六三・六〇メートル	〇・二五七キロメートル	
	後	二五・三〇メートル～五七・九四メートル	〇・二五七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○**北海道開発局告示第六十二号**

平成三十年四月一日付けで、次のように道路の区域を変更するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕